

三陸ジオパーク・みちのく潮風トレイル縦走支援事業  
委託業務

# 企画提案審査要領

令和5年5月  
岩手県沿岸広域振興局

この「企画提案審査要領」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「三陸ジオパーク・みちのく潮風トレイル縦走支援事業委託業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものです。

## 1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案審査委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとします。
- (2) 委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、審査要領に基づき、審査を行うものとします。

## 2 委員会の開催期日及び場所

委員会を開催する期日及び場所については、下記の予定であるが、参加者が確定した後、速やかにプレゼンテーションの順番と併せて最終通知を行うものとする。

- (1) 開催期日（予定）                      令和5年6月20日（火）
  - ※ 現在の予定であり、変更する場合は、参加届出者へ別途通知します。
  - ※ プレゼンテーションの開始時間等については、別途通知します。
  - ※ プレゼンテーションの時間は、一者あたり25分（説明15分、質疑応答10分）とします。
- (2) 開催場所    釜石地区合同庁舎4階 第2会議室

## 3 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者による委員会の場でのプレゼンテーションに基づいて行うものとします。
- (2) 参加者が4者を超える場合には、委員会において、企画提案書等による審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評された4者により、委員会において、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行うものとします。なお、参加者が4者以下であった場合には、一次審査は行いません。
- (3) 委員会の委員は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行い、審査委員ごとに上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）を付し、委員会で合計した総得点により順位をつけて県に報告するものとします。

なお、総得点が同点の場合には、高い順位の票を多く得たものを上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、審査委員において合議のうえ順位を決定するものとします。
- (4) 参加者が1者のみであった場合にも、審査委員会において企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、審査員の評価点の合計が中位点の合計以上を獲得していることを最低条件とし、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価します。

【採点基準】

	10点の項目	20点の項目
非常に優れている	10	20
優れている	8	16
問題はない（中位点）	6	12
やや問題がある（一部修正が必要）	4	8
問題がある（大幅な修正が必要）	2	4
採用できない	0	0

#### 4 審査項目等

審査項目、審査の観点及び配点は、次のとおりとする。

審査項目	審査観点	配点
1 全般		[20]
目的の理解度及び合致度	事業の趣旨を十分に理解し、方針・目標が的確であるか。	20
2 企画提案内容		[60]
提案内容の精度	事業の企画運営に係るコンセプトが明確で、トレイルコースの周遊を促進させ、十分な効果が期待できる提案内容となっているか。	20
	実施企画への参加意欲を高める提案内容となっているか。	20
	みちのく潮風トレイルの認知度を上げる効果が期待できるか。	20
3 業務履行能力関係		[20]
業務遂行能力及び見積内容	振興局との連絡調整や打合せ、関係者との連絡調整等に適切に対応し、提案内容を確実に履行できる能力・執行体制か。	10
	見積金額が予算額の範囲内で、積算に係る単価や経費が妥当なもので、企画提案の内容と整合性が取れているか。	10
合 計		100

#### 5 審査結果の通知

審査結果については、委託者の選定後、速やかに各参加者に郵送により書面で通知するとともに、岩手県公式ホームページに掲載して公表するものとする。